

令和 6 年茂原市教育委員会会議 1 0 月定例会日程

日時：令和 6 年 1 0 月 2 3 日（水） 1 5 時 0 0 分～

場所：茂原市役所 9 階 9 0 1 ・ 9 0 2 会議室

1 開会宣言

2 会議録署名人の指名

3 会議事項

（議決事項）

議案第 1 号 茂原市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
制定するよう市長に申し入れることについて

議案第 2 号 茂原市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例を制定するよう
市長に申し入れることについて

（報告事項）

報告 1 市立図書館の移転に伴う定期建物賃貸借契約の締結について

4 閉会宣言

議案第 1 号

茂原市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて

茂原市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するよう市長に申し入れます。

令和 6 年 1 0 月 2 3 日提出

茂原市教育長 富 田 浩 明

茂原市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

茂原市立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和47年茂原市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「茂原市千代田町 1 丁目 6 番地 1」を「茂原市高師 1 7 3 5 番地」に改める。

第 3 条中「教育委員会」を「茂原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、図書館の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

第 4 条及び第 5 条を次のように改める。

（事業）

第 4 条 図書館は、法第 3 条各号に掲げる事業を行う。

（休館日）

第 5 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

(1) 12月29日から1月3日まで

(2) 特別整理期間（年間10日以内で教育委員会が定める日）

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第6条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、開館時間を変更することができる。

第7条を削る。

第8条中「館長」を「指定管理者」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条を削り、第11条を第9条とし、第12条から第15条までを2条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和7年3月21日から施行する。

提案理由 茂原市立図書館の移転及び管理等の適正化のため、所要の改正をするものです。

茂原市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	現 行
(名称及び位置) 第 2 条 名称を茂原市立図書館（以下「図書館」という。）と称し、<u>茂原市高師 1 7 3 5 番地</u>に置く。 (管理) 第 3 条 図書館は、<u>茂原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>がこれを管理する。 <u>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、図書館の管理を指定管理者（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。</u> <u>(事業)</u> 第 4 条 図書館は、<u>法第 3 条各号に掲げる事業を行う。</u> <u>(休館日)</u> 第 5 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。 <u>(1) 1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日まで</u> <u>(2) 特別整理期間（年間 1 0 日以内で教育委員会が定める日）</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。</u> (開館時間) 第 6 条 図書館の開館時間は、午前 1 0 時から午後 7 時までとする。<u>ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更することができる。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、開館時間を変更することができる。</u>	(名称及び位置) 第 2 条 名称を茂原市立図書館（以下「図書館」という。）と称し、<u>茂原市千代田町 1 丁目 6 番地 1</u>に置く。 (管理) 第 3 条 図書館は、<u>教育委員会</u>がこれを管理する。 <u>(職員)</u> 第 4 条 図書館に、<u>館長その他必要な職員を置く。</u> <u>(事業)</u> 第 5 条 図書館は、<u>法第 3 条各号に掲げる事業を行う。</u> (開館時間) 第 6 条 図書館の開館時間は、午前 1 0 時から午後 7 時までとする。 <u>2 館長は、前項の開館時間を変更することができる。</u>

(入館の制限)

第 7 条 指定管理者は、次のいずれかに該当する者に対して入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

(1) ・ (2) (略)

(3) 指定管理者の指示に従わない者

(損害の賠償)

第 8 条 (略)

(指定管理者が行う業務)

第 9 条 (略)

(図書館協議会の設置)

第 1 0 条 (略)

(委員の定数)

第 1 1 条 (略)

(委員の任期)

第 1 2 条 (略)

(委任)

第 1 3 条 (略)

(休館日)

第 7 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

(1) 1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日まで

(2) 特別整理期間として、年間 1 0 日以内で館長が定める期間

(入館の制限)

第 8 条 館長は、次のいずれかに該当する者に対して入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

(1) ・ (2) (略)

(3) 館長の指示に従わない者

(損害の賠償)

第 9 条 (略)

(指定管理者による管理)

第 1 0 条 教育委員会は、図書館の管理を指定管理者（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。））に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第 1 1 条 (略)

(図書館協議会の設置)

第 1 2 条 (略)

(委員の定数)

第 1 3 条 (略)

(委員の任期)

第 1 4 条 (略)

(委任)

第 1 5 条 (略)

議案第 1 号参考資料

附 則（令和 6 年〇月〇日茂原市条例第〇号）

この条例は、令和 7 年 3 月 2 1 日から施行する。

議案第 2 号

茂原市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例を制定するよう市長
に申し入れることについて

茂原市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するよう市長
に申し入れます。

令和 6 年 1 0 月 2 3 日提出

茂原市長教育長 富 田 浩 明

茂原市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例

茂原市青少年問題協議会設置条例（平成15年茂原市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

協議会は、委員 1 5 人以内をもって組織する。

第 2 条第 2 項を削り、同条第 3 項各号列記以外の部分中「市長が」の次に「委嘱又は」を加え、同項各号を次のように改める。

- （ 1 ） 副市長
- （ 2 ） 教育長
- （ 3 ） 教育委員会委員
- （ 4 ） 社会教育委員
- （ 5 ） 民生委員児童委員
- （ 6 ） 保護司
- （ 7 ） 青少年相談員
- （ 8 ） P T A 関係者

- (9) 警察関係者
- (1 0) 市内小中学校長
- (1 1) 関係行政機関の職員
- (1 2) その他市長が必要と認める者

第 2 条中第 3 項を第 2 項とし、第 4 項及び第 5 項を削る。

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年茂原市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

総合計画審議会委員	〃	7, 2 0 0							
-----------	---	----------	--	--	--	--	--	--	--

」

を

「

総合計画審議会委員	〃	7, 2 0 0							
青少年問題協議会会長	〃	7, 6 0 0							

」

に改める。

提案理由 茂原市青少年問題協議会の役割を明確にするため、所要の改正をするもの

です。

茂原市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	現 行
(組織) 第 2 条 <u>協議会は、委員 1 5 人以内をもって組織する。</u> <u>2</u> 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。 <u>(1)</u> 副市長 <u>(2)</u> 教育長 <u>(3)</u> 教育委員会委員 <u>(4)</u> 社会教育委員 <u>(5)</u> 民生委員児童委員 <u>(6)</u> 保護司 <u>(7)</u> 青少年相談員 <u>(8)</u> P T A関係者 <u>(9)</u> 警察関係者 <u>(1 0)</u> 市内小中学校長 <u>(1 1)</u> 関係行政機関の職員 <u>(1 2)</u> その他市長が必要と認める者 (会長及び副会長) 第 4 条 <u>協議会に会長及び副会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。</u> <u>2</u> 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。 <u>3</u> 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、	(組織) 第 2 条 <u>会長は、市長をもって充てる。</u> <u>2</u> <u>委員の定数は、9 人以内とする。</u> <u>3</u> 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。 (1) <u>市議会議員</u> (2) <u>関係行政機関の職員</u> (3) <u>学識経験者</u> <u>4</u> <u>協議会に、副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。</u> <u>5</u> <u>副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</u>

<u>その職務を代理する。</u> (委任)	(委任)
<u>第5条</u> (略)	<u>第4条</u> (略)

(施行期日)

- (特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 別表中

「

[illegible]

「

総合計画審議会委員	”	7， 2 0 0							
青少年問題協議会会長	”	7， 6 0 0							に改める。

報告 1

市立図書館の移転に伴う定期建物賃貸借契約の締結について

定期建物賃貸借契約

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 所在地 | 茂原市高師 1735 番地 |
| 2 | 物件 | 茂原ショッピングプラザアスモ 2 階
賃貸借面積 1,974 m ² (597.04 坪) |
| 3 | 使用目的 | 公共施設（茂原市立図書館） |
| 4 | 契約の相手方 | 茂原市高師 1735 番地 茂原商業開発株式会社
代表取締役 麻生和男 |
| 5 | 賃貸借期間 | 令和 7 年 3 月 21 日から令和 7 年 3 月 31 日 |
| 6 | 賃料 | 日額 90,600 円（税込）総額 996,600 円（税込） |